

掲示事項（介護予防）特定施設入居者生活介護

運営規程の概要

フリガナ	カイゴツキュウリョウロウジンホーム〇〇〇〇		サービスの種類	(介護予防) 特定施設入居者生活介護
事業所名	介護付有料老人ホーム〇〇〇〇		事業所番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
所在地	〒000-0000 新潟市中央区新光町〇〇番地△△		フリガナ	フクシ タロウ
			管理者	福祉 太郎
連絡先	電話番号	025-000-0003	FAX番号	025-000-0002
入居定員	30名	居室形態	個室:26室、2人部屋:2室	
利用料	法定代理受領分		厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分(別掲)	
	法定代理受領分以外		厚生労働大臣が定める告示上の基準額(別掲)	
その他の費用	おむつ代実費、利用者の希望による日常生活費(身の回り品及び教養娯楽費)実費			

協力医療機関

協力医療機関	名称	〇〇〇〇クリニック
診療科目名	科目	内科、消化器内科

従業者の勤務体制

職 種	員 数	
	常勤	非常勤
生活相談員	1人以上	
看護職員	1人以上	1人以上
介護職員	14人以上	1人以上
機能訓練指導員		1人以上
計画作成担当者	1人以上	

秘密の保持

- 当事業所の従業者は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業所は、従業者が当事業所の従業者でなくなった後においても、当事業所の責任において、当該従業者が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所では、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

利用料その他の費用の額

地域区分

7級地

単価

10.14 円

※利用者負担金(法定代理受領分)は、利用料の1割で表示。一定以上の所得がある65歳以上の方は2割負担となります。

《特定施設入居者生活介護》

・基本部分

要介護度	単位	基本利用料 (1日につき)	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
要介護1	(533)	5,404 円	541 円	5,404 円
要介護2	(597)	6,053 円	606 円	6,053 円
要介護3	(666)	6,753 円	676 円	6,753 円
要介護4	(730)	7,402 円	741 円	7,402 円
要介護5	(798)	8,091 円	810 円	8,091 円
外部サービス利用型	(82)	831 円	84 円	831 円

(注)委託先のサービス事業者により居宅サービスが行われる場合の利用料金については別途掲載

・加算及び減算

加 算 ・ 減 算	単位	利用料	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
個別機能訓練加算(1日につき)	(12)	121 円	13 円	121 円
夜間看護体制加算(1日につき)	(10)	101 円	11 円	101 円
医療機関連携加算(1月につき)	(80)	811 円	82 円	811 円
障害者等支援加算(1日につき)	(20)	202 円	21 円	202 円
看取り介護加算	該当する日以前4~30日 (144)	1,460 円	146 円	1,460 円
	該当する日以前2日・3日 (680)	6,895 円	690 円	6,895 円
	該当する日 (1280)	12,979 円	1,298 円	12,979 円
認知症専門ケア加算	I (3)	30 円	3 円	30 円
	II (4)	40 円	4 円	40 円
サービス提供体制強化加算	Iイ (18)	182 円	19 円	182 円
	Iロ (12)	121 円	13 円	121 円
	II (6)	60 円	6 円	60 円
	III (6)	60 円	6 円	60 円
介護職員処遇改善加算 I	上記基本利用料と各種加算減算の合計に6.1%加算されます			
介護職員処遇改善加算 II	上記基本利用料と各種加算減算の合計に3.4%加算されます			
介護職員処遇改善加算 III	介護職員処遇改善加算 II の加算額の90%			
介護職員処遇改善加算 IV	介護職員処遇改善加算 II の加算額の80%			
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 (外部サービス利用型:介護職員の員数が基準に満たない場合)		基本利用料の70%		

《介護予防特定施設入居者生活介護》

・基本部分

要介護度	単位	基本利用料 (1日につき)	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
要支援1	(179)	1,815 円	182 円	1,815 円
要支援2	(308)	3,123 円	313 円	3,123 円
外部サービス利用型	(55)	557 円	56 円	557 円

(注)委託先のサービス事業者により介護予防サービスが行われる場合の利用料金については別途掲載

・加算及び減算

加 算 ・ 減 算	単位	利用料	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
個別機能訓練加算(1日につき)	(12)	121 円	13 円	121 円
医療機関連携加算(1月につき)	(80)	811 円	82 円	811 円
障害者等支援加算(1日につき)	(20)	202 円	21 円	202 円
認知症専門ケア加算	I (3)	30 円	3 円	30 円
	II (4)	40 円	4 円	40 円
サービス提供体制強化加算	Iイ (18)	182 円	19 円	182 円
	Iロ (12)	121 円	13 円	121 円
	II (6)	60 円	6 円	60 円
	III (6)	60 円	6 円	60 円
介護職員処遇改善加算 I	上記基本利用料と各種加算減算の合計に6.1%加算されます			
介護職員処遇改善加算 II	上記基本利用料と各種加算減算の合計に3.4%加算されます			
介護職員処遇改善加算 III	介護職員処遇改善加算 II の加算額の90%			
介護職員処遇改善加算 IV	介護職員処遇改善加算 II の加算額の80%			
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 (外部サービス利用型:介護職員の員数が基準に満たない場合)		基本利用料の70%		

事故発生時の対応

- 当事業所では、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護等の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業所では、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業所では、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

緊急時における対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医又はあらかじめ当事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じます。

苦情処理の体制

……別紙のとおり

(「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」を併せて掲示する)